

## 第5章 資料編

### 1 用語解説

---

#### 【あ行】

嚥下障害(えんげしょうがい)

神経や筋肉の異常等により、水分や食べ物を口から取り込んで咽頭・食道・胃へ送り込む過程が上手くいかなくなること。

音声Eメール

パソコンに録音した音声データを添付して送る電子メールのこと。受け取ったメールを開封すると音声再生される。

#### 【か行】

完全参加と平等

1981年に国連で議決された「国際障害者年」のテーマ。(1)障害者の身体的、精神的な社会適合の援助 (2)就労の機会保障 (3)日常生活への参加の促進 (4)社会参加権の周知徹底のための社会教育と情報の提供 (5)国際障害者年の目的のための措置と方法の確立

国連・障害者の十年

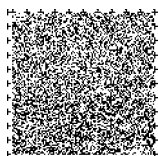
国連が議決した「国際障害者年」の目的を計画的に達成するために定めた1983年から1992年までの10年間。「障害者に関する世界行動計画」とともに議決採択された。

高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴する行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

学習障害(LD)

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。



## 【さ行】

佐倉市障害者計画（内閣府所管）

障害者基本法第9条第3項に規定された法定計画。佐倉市総合計画「基本構想」の障害のある人に係る部門計画として位置づけられ、健康・福祉・雇用・教育など、市政全般にわたる障害者施策の総合基本計画。計画期間は平成20年度から平成22年度まで（第3次改訂版）

佐倉市地域福祉計画（厚生労働省所管）

社会福祉法第107条の規定により、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、佐倉市の健康福祉分野の計画における共通理念を定め、横断的な視点から地域福祉を推進していくための計画。

佐倉市障害福祉計画（厚生労働省所管）

障害者自立支援法第88条に規定された法定計画。佐倉市障害者計画の一つの領域であり、主に「生活支援」分野を柱とし、障害福祉サービスと地域生活支援事業の数値目標を掲げる実施計画。

佐倉市自立支援協議会

障害者自立支援法第77条第1項の規定により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害福祉に関する関係者が連携し、支援の体制について協議を行う会議。

手話通訳

聴覚に障害のない方たちの音声の言葉を手話に置き換え、聴覚に障害のある人たちの手話を音声の言葉に置き換えることで互いの意思疎通を図ること。

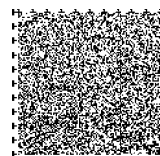
自閉症

脳の機能に何らかの障害を持つ発達障害の一つだといわれている。

コミュニケーションがうまく取れない、興味や関心の偏り、同じことを繰り返すなどの特徴がある。

障害者に関する世界行動計画

1981年の国際障害者年の成果をもとに検討されたガイドラインで、1982年の第37回国連総会で採択された。「障害者の予防」「リハビリテーション」「機会均等化」の3つの概念が整理され、世界各国が今後なすべき課題について具体的に提案された。



## 障害者就業・生活支援センター

就業支援及び就業に伴う生活に関する指導・助言などの生活支援を実施する機関。

### 【た行】

#### 千葉県福祉のまちづくり条例

高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげるため、安全かつ快適に利用しやすい施設を整備するための条例。

#### 注意欠陥/多動性障害(AD/HD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす。

### 【な行】

#### ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

### 【は行】

#### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの(発達障害者支援法から)。

#### 発達障害者支援センター

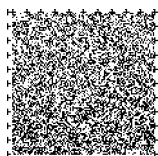
発達障害がある人やその家族が、地域で安心して生活できるように「相談支援」、「発達支援」、「就労支援」、「普及啓発と研修」を行う機関。

#### ハートプラスマーク

外見からは障害がわからない「内部障害」のある人に対して、周囲の理解を得るために作られたマーク。主に障害者用の駐車場や電車の優先席などに掲示される。

#### バリアフリー

道路や建築物の入口の段差などの物理的なバリア「障壁」だけでなく、障害のある人等が社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアも含め、全ての人のために日常生活の中で存在するあらゆる障壁を取り除くこと。



## ブレイクトーク

視覚障害者の情報保障のための録音・再生機器及びソフトウェア。視覚障害者用デジタル録音図書の国際標準規格 DAISY に適合している。録音図書 CD や、音楽 CD、MP3CD が再生できる。

## 保護雇用制度

障害のために、通常の一般雇用の条件のもとでは雇用されない人々のために、特別な条件のもとで提供される雇用形態。1955 年に国際労働機構（ILO）が採択した第 99 号勧告によって定義づけられた。

## 【や行】

### ユニバーサルデザイン

安全に配慮した自働ドア、エレベーター、ホームドア、温水洗浄便座、トイレや浴室で使用するインテリアバー、絵文字など、できるだけ多くの人々が利用可能になるように配慮したデザイン。

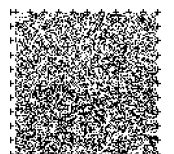
### 要約筆記

聴覚障害者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。筆談要約筆記、OHP 要約筆記、OHC 要約筆記、パソコン要約筆記などがある。

## 【ら行】

### ライフサポートファイル

障害のある児童の特徴や、今まで関わった教育(療育)支援などを記録して、ライフステージごとに係る機関が変わったり、初対面のボランティア等に児童を預ける際に、正確な情報を伝えるためのファイル。



## 2 佐倉市障害者計画策定懇話会及び策定の経緯

---

### (1)要綱

#### 佐倉市障害者計画策定懇話会設置要綱

##### (設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条の規定による佐倉市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するに当たり、市民、社会福祉関係者等の意見を聴き、その内容を反映させるため、佐倉市障害者計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

##### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 障害者計画について検討し、素案としてまとめること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇話会の設置目的を達成させるために必要な事務

##### (組織)

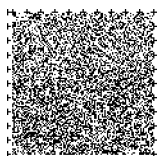
第3条 懇話会の委員は15人以内で組織し、別表に掲げる者について市長が委嘱する。

##### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から障害福祉計画が策定される日までとする。  
2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。  
2 会長は、会務を総括し、懇話会を代表する。  
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



( 会議 )

第 6 条 懇話会の会議 ( 以下「会議」という。 ) は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員に会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

( 会議の公開 )

第 7 条 懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人や法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

- 2 懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室での閲覧等により公開する。

( 庶務 )

第 8 条 懇話会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

( 補則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

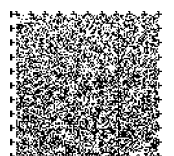
附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

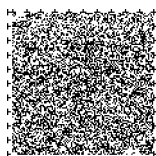
( この要綱の失効 )

- 2 この要綱は、障害者計画が策定された日をもって、その効力を失う。



別表

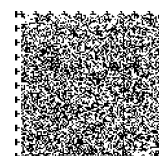
- 1 学識経験者
- 2 社会福祉事業経営者及び従事者
- 3 医療関係者
- 4 佐倉市社会福祉協議会の職員
- 5 ボランティア団体関係者
- 6 民生委員・児童委員
- 7 佐倉商工会議所関係者
- 8 教育関係者
- 9 当事者の団体関係者
- 10 雇用関係機関の職員
- 11 保健関係機関の職員
- 12 公募による市民



## (2)策定の経緯

表 佐倉市障害者計画策定の経緯

年 月 日	項 目
平成21年 6月24日	第1回策定懇話会 ・佐倉市障害者計画の概要 ・策定スケジュール
平成21年 8月26日	第2回策定懇話会 ・アンケート調査の概要 ・障害者計画(第3次改訂版)の進捗状況
平成21年10月 1日 ~ 31日	・アンケート調査の実施
平成21年10月28日	第3回策定懇話会 ・障害者計画(第3次改訂版)の進捗状況 ・課題の検討(関係者団体ヒアリング)
平成21年12月16日	第4回策定懇話会 ・アンケート調査の概要 ・課題の検討(関係者団体ヒアリング)
平成22年 2月24日	第5回策定懇話会 ・アンケート調査の概要 ・課題の検討(関係者団体ヒアリング)
平成22年 4月28日	第6回策定懇話会 ・課題の検討(関係者団体ヒアリング) ・ヒアリング結果から見た障害者のニーズ ・障害者施策の基本的な考え方
平成22年 7月 7日	第7回策定懇話会 ・障害者計画の構成
平成22年10月27日	第8回策定懇話会 ・障害者計画の提言





### 3 佐倉市障害者計画策定懇話会委員名簿

会長 副会長

No	カテゴリ	委員名
1	【学識経験者】 城西国際大学大学院	藤城 恒昭
2	【社会福祉事業経営者及び従事者】 佐倉市社会福祉施設協議会	大熊 ひろえ
3	【医療関係者】 印旛市郡医師会佐倉地区	志津 雄一郎
4	【医療関係者】 印旛郡市歯科医師会佐倉地区	秀島 潔
5	【社会福祉協議会】 (福)佐倉市社会福祉協議会	谷田部 満
6	【ボランティア団体関係者】 佐倉市ボランティア連絡協議会	寺田 純子
7	【民生委員・児童委員協議会】 佐倉市民生委員・児童委員協議会	山本 重一郎
8	【商工会議所関係者】 佐倉商工会議所	網仲 純子
9	【教育関係者】 千葉県立印旛特別支援学校	齋藤 正行
10	【当事者の団体関係者】 佐倉市障がい者団体連絡会	関 次子
11	【当事者の団体関係者】 佐倉市障がい者団体連絡会	稲垣 眞悦
12	【雇用関係機関】 成田公共職業安定所	石毛 宗一
13	【保健関係機関】 印旛健康福祉センター	大根田 肇
14	【公募による市民】	向後 宏行
15	【公募による市民】	宮崎 悟

